定　　款

東京都荒川区東尾久七丁目２番３５号
株式会社ＡＤＥＫＡ

１９５５年１１月２９日改正
１９５７年　５月３１日改正
１９５８年　５月３１日改正
１９６１年１１月３０日改正
１９６２年１１月２９日改正
１９６３年１１月２９日改正
１９６５年１１月３０日改正
１９６８年１１月２９日改正
１９６９年１１月２８日改正
１９７１年１１月３０日改正
１９７５年　５月３０日改正
１９８２年　６月２９日改正　　（１９８２年１０月１日施行）
１９８９年　６月２９日改正
１９９１年　６月２７日改正
１９９２年　６月２６日改正
１９９４年　６月２９日改正
２００１年　６月２７日改正
２００２年　６月２６日改正
２００３年　６月２５日改正
２００４年　６月２４日改正
２００５年　６月２４日改正　　（商号変更については、２００６年５月１日施行）
２００６年　２月　３日改正　　（２００６年５月１日施行）
２００６年　６月２７日改正
２００７年　６月２２日改正
２００９年　６月２２日改正　　（２０１０年１月６日、株券喪失登録簿の備置期間満了により附則削除）
２０１３年　６月２１日改正　　（事業目的の追加等）
２０１５年　６月１９日改正　　（責任限定契約の締結可能範囲（対象者）の拡大）
２０２１年　６月１８日改正　　（監査等委員会設置会社への移行）

株式会社ＡＤＥＫＡ定款

第　１　章　　総　　則

（商　号）

第　１　条　当会社は株式会社ＡＤＥＫＡと称し、英文では ADEKA CORPORATION と表示する。

（目　的）

第　２　条　当会社は、下記の業務を営むことを目的とする。

(1) 曹達工業
(2) 塩素利用工業
(3) 油脂工業
(4) 清涼飲料、乳製品類及び加工食品の製造販売
(5) 繊維素及び化学繊維工業
(6) 有機合成品その他の化学工業品、工業薬品、医薬品、医薬部外品、医療機器及び化粧品の製造販売
(7) 電子部品及び電子部品材料の製造販売
(8) 土木建築材料の製造販売
(9) 農畜水産物並びに飼料及び肥料の製造販売
(10) 産業廃棄物の処理及びその再生品の販売
(11) 各種化学工業に関する装置の設計製作、販売並びに技術の販売及びコンサルティング
(12) スポーツ、娯楽、住宅、店舗、飲食、宿泊等の施設の経営及び貸与
(13) 労働者派遣事業
(14) 土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、消防施設工事業、防水工事業、水道施設工事業
(15) ビタミン、カルシウム、蛋白及び脂肪等の栄養素並びに天然繊維等を補給した栄養補助食品の製造販売
(16) 食品に使用する酵母、黴、細菌及び食品に使用する加水分解酵素、酸化還元酵素、転移酵素の製造販売
(17) 前各号に付帯関連する一切の事業
(18) 法令に認められる範囲内において投資すること

（本店の所在地）

第　３　条　当会社は本店を東京都荒川区に置く。

（機　関）

第　4　条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

（公告方法）

第　5　条　当会社の公告の方法は、電子公告とする。但し、事故その他の止むを得ない事由により電子公告をすることができないときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第　2　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第　6　条　当会社の発行可能株式総数は４億株とする。

（自己の株式の取得）

第　7　条　当会社は会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　8　条　当会社の単元株式数は 100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第　9　条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

(2)会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規程）

第　10　条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第　11　条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第　3　章　　株主総会

（招　　集）

第　12　条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集する。

２．前項のほか必要がある場合には、随時に臨時株主総会を招集する。

（定時株主総会の基準日）

第　13　条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（議　　長）

第　14　条　株主総会の議長は、取締役会であらかじめ定めた取締役がこれに当たる。

２．当該取締役に事故のあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第　15　条　当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第　16　条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第　17　条　株主は当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。

第　4　章　　取締役及び取締役会

（定　員）

第　18　条　当会社は取締役 18 名以内を置く。

２．前項に定める取締役のうち、監査等委員である取締役５名以内を置く。

（選任方法）

第　19　条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２．前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任は、累積投票によらない。

４．監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任　期）

第　20　条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会）

第　21　条　取締役会は、取締役をもって構成する。

２．取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

３．取締役会の招集通知は、会日より２日前に各取締役に対し発する。
但し緊急の必要あるときは更に短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

４．取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

５．当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

６．取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会規則で別に定める。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第　22　条　当会社は会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（代表取締役）

第　23　条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

（役付取締役）

第　24　条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。

（報酬等）

第　25　条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第　26　条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度額において免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第　5　章　　監査等委員会

（監査等委員会）

第　27　条　監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。

２．監査等委員会の招集通知は、会日より 2 日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の必要あるときは更に短縮することができる。また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

３．監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。

４．監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規則で別に定める。

（常勤の監査等委員）

第　28　条　監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

第　6　章　　会計監査人

（選任方法）

第　29　条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　期）

第　30　条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第　7　章　　計　　算

（事業年度）

第　31　条　当会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第　32　条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

３．前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（期末配当等）

第　33　条　当会社は株主総会の決議によって、期末配当をすることができる。

２．天災地変や疫病の蔓延等の不測の事態の発生により、取締役会が必要と認めるときは、当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項第２号乃至第４号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（中間配当）

第　34　条　当会社は取締役会の決議によって、中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第　35　条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は支払う義務を免れるものとする。

２．未払配当金には利息をつけない。